

農山村におけるグリーン・ツーリズムの展開－ネットワークの構築とオルタナティブ活動

愛媛大学 農学部 中道仁美

1995年4月に「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（通称「農村休暇法」）が施行されて、多くの都道府県、市町村でグリーン・ツーリズム（以下、G T）に大きな期待が寄せられている。第四次全国総合開発計画（通称「四全総」）の基本的目標「定住と交流による地域の活性化」では、「都市の有する諸機能と農山漁村のゆとりとうるおいの相互の便益享受の円滑化を図る必要があ」り、「都市と農山漁村における新たな相互補完関係を確立する」ため、「都市住民が農山漁村の自然と親しめる長期滞在型のリゾート地域の整備や、都市、農山漁村の相互理解を図る機会となるような小中学校児童生徒の自然体験学習、農山漁村での滞在学習・・・を促進する」という。

農山漁村滞在型リゾートの研究は、四全総答申の1987年、「総合保養地域整備法」（通称「リゾート法」）の施行により進行した。G Tは、滞在型ツーリズムや欧米のツーリズムの研究の過程で、欧米の農山漁村滞在型リゾートのひとつとして紹介された。リゾートはバブル経済とともに、主として大型の観光開発を誘発し、第三次産業主体・主導型の観光需要を創出し、地域の産業構造を急激に変化させる方向で展開した。しかし、バブル経済の破綻と急激な大型開発に伴う問題の発生により、新たなツーリズムが模索され、G Tの、時には開発をまったく伴わない、小規模の、全国的な広がりを持った地域主体・主導型の観光、といった面が再評価されるようになった。

農林水産省では1993年度より「農山漁村でゆとりある休暇を」推進事業が構造改善事業の中に取り入れられた。その推進実施要領（農林水産事務次官依命通達）の趣旨には、地域活性化を図るために、G Tの定着を目指すこと、事業の種類はG T支援事業、農林業体験民宿支援事業であることが明記され、農村休暇法はこれを法制化したものである。G Tは、国の事業、都道府県、市町村の計画の中に明確に位置付けられ、地域活性化の手段として、特に中山間地の活性化に有効であり、また、地域の多様な組織の協力（地域住民のコンセンサス）が重要であるので、中山間地の「公的な」組織化の支援をするという。

西欧における近年のG Tの展開経緯をみても、共通農業政策下での農業合理化による農民層分解の激化、農産物過剰と環境破壊の中で、小規模家族経営の役割・機能の見直しが図られ、わが国の農業・農村の多面的発展の支持とは共通した経緯がみられる。アンリ・グロローはG Tはローカルなものとし、ローカルであるための5つの原則、地元の意思、地元のコントロール、地元の経営・管理、地元の文化、地元への利益還元を提示している。

農村では、様々な業種に携わる住民が一緒になって、地域活性化も含め、自分達のツーリズムを考える動きが活発になってきた。十勝地域では1996年2月に、十勝農村ホリデーネットワーク（略称「十勝ネット」）が発足した。G Tを担っている人々は多様である。多様さゆえにネットワーク化が求められている。一方、モデル事業のネットワーク化では、体験民宿業団体が情報の収集・提供を担うとする。十勝ネットは独自のネットワーク・ガイドを出しておらず、国の事業と現実の農家のニーズ・活動は、必ずしも一致していない。G Tは地元主体の、オルタナティブな活動である。十勝ネットは、北海道のG T参加農家を多様に支援している。それは、自律をめざす内発的活動でもある。